

船舶インシデント調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年8月27日 17時00分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬南東方沖 納沙布岬灯台から真方位121°27.2海里付近 （概位 北緯43°09.2′ 東経146°21.0′）
インシデントの概要	漁船第五十五錦隆丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年8月30日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五十五錦隆丸、19トン HK2-23304（漁船登録番号）、有限会社錦隆水産 ディーゼル機関、4サイクル、出力809.00kW、回転数毎分 1,450、6気筒、ボア170mm、使用燃料A重油、平成26年 11月機関製造 第200-40375号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	機関長、五級（機関）（履歴限定、機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長及び機関長ほか5人が乗り組み、航行中、主機が停止し、機関長が点検したところ、船尾側から順に番号が付された主機‘4番シリンダの接続棒’（以下「本件接続棒」という。）及びピストンが左舷側のシリンダブロックを突き破っているのを認め、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。 主機は、本インシデント後、機関製造会社担当者が点検したところ、本件接続棒の下部が割損するなどして修理するのが不可能と判断され、換装された。
分析	本船は、航行中、本件接続棒が割損したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられるが、本インシデント後主機が換装されたことから、本件接続棒が割損した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、本件接続棒が割損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 主機の連接棒は、定期検査等で開放した際にねじ部のカラーチェック等を実施して亀裂の早期発見に努めることが望ましい。 |
|--|--|